

## 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づく賃借料の情報を次のとおり公表します。

令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の実績により、賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりとなっています。

### 【田(水稻)の部】

地区	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
根占地区	下場地域(川北・川南・山本)	14,000円	38,700円	5,000円	50
	上場地域(横別府・城内)	10,100円	14,000円	6,000円	13
	辺田地区	14,300円	20,000円	10,000円	7
佐多地区	下場地域(伊座敷)	7,000円	7,000円	7,000円	2
	上場地域(馬籠・川田代)	5,600円	10,900円	3,000円	3
	郡・竹之浦地域	8,600円	37,700円	3,000円	76

### 【畑(普通畑)の部】

地区	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
根占地区	下場地域(川北・川南・山本)	15,200円	25,000円	5,200円	31
	上場地域(横別府・城内)	10,400円	58,800円	2,500円	73
	辺田地域	9,300円	15,600円	1,200円	20
佐多地区	下場地域(伊座敷)	6,000円	6,000円	6,000円	6
	上場地域(馬籠・川田代)	5,700円	6,000円	3,000円	17
	郡・竹之浦地域	5,000円	7,200円	3,600円	5
	大中尾地域	6,600円	8,700円	5,500円	12
	大泊地域	6,600円	6,000円	6,000円	89

- 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借(有償)における賃借料データを収集の対象としており、使用貸借(無償)のデータは含まれていません。
- 賃借料を物納支給(米)としている場合は、金額換算をしています。
- 耕作される作物(施設園芸・茶等)によっては、賃借料(平均額・最高額)に変動が生じることがあります。
- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※ 賃貸借の実績のなかった地域は掲載しておりません。